

朝日小学校親子方式学校給食調理・配送業務委託仕様書

1. 委託業務名称

令和7年度 債 第1号

朝日小学校親子方式学校給食調理・配送業務委託

2. 業務場所

①三重県三重郡朝日町大字柿750番地

朝日町立朝日小学校給食室（以下「調理校」という。）

②三重県三重郡朝日町大字柿2838番地

朝日町立朝日中学校配膳室（以下「受入校」という。）

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4. 給食実施日

「年間予定表」のとおりに学校長が指示する。なお、給食室が小学校内にあることから、小学校の休校日は給食を実施しない。

5. 対象者及び給食数

児童生徒及び教職員等とし、実際の食数は学校長が指示する。

6. 業務内容

以下の業務を「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）及び「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）に基づき適切に行うこと。

（1）調理

学校の作成した「年間予定表」及び「調理業務指示書」に従い、当該学校の提供する食材料を使用し、事前に受注者が提出した調理作業工程表及び作業動線図のとおりに調理する。

（2）アレルギー対応

食物アレルギーへの対応は、保護者の依頼及び医師の診断（学校生活管理指導表）に基づき除去食を原則とし対応する。

（3）配膳（配缶及び運搬、回収）

調理した給食をクラス毎に配缶し、主食、牛乳等と共に学校が指定した場所に

運搬する。また、喫食後は学校が指定した場所から給食室に回収する。なお、配缶間違いがあった場合には受注者の責任で対処すること。

(4) 食器具の洗浄、消毒、保管

食器具及び調理器具等の洗浄、消毒、保管は「朝日町立学校給食衛生管理の手引」に従って行う。

(5) 施設、設備の清掃及び日常点検

施設、設備の清掃及び整理整頓を行い、「学校給食日常点検票（小学校）」及び「学校給食日常点検票（中学校）」によって日常点検を行う。

(6) 残食、厨芥及び廃棄物の処理

残食、厨芥及び廃棄物の処理は「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）に従い適切に行う。

(7) 食材の検収等

学校の作成した発注書に従い、納入業者立会いのもと食材の検収を行う。納品伝票の確認、「給食物資納入時検収表」の記録、格納、保存食採取、「調理作業及び食品温度記録簿」内保存食に関する記録を行い、食材の異常、納品漏れを確認した場合は直ちに栄養教諭等に報告すること。

(8) 配送業務

調理校で調理した給食を受入校に配送する。配送前には「調理業務指示書」により積み残しがないか十分確認すること。また、喫食後は調理校に回収する。

(9) 前各号に付帯するその他必要な業務

7. 施設使用時間

午前7時～午後5時

8. 給食時間

学校長の指示による

9. 業務の指示

受注者は次の様式により指示した業務を行う。

- ・年間予定表 ...年度初め
- ・学校給食予定献立表 ...前月末
- ・調理業務指示書 ...前週

10. 作業基準

調理業務は、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）に基づき「朝日町立学校給食衛生管理の手引」に従って行う。

1 1. 調理業務従事者の資格等

(1) 業務責任者（主任）

業務遂行上の責任を負い、当該学校との連絡調整にあたる。受注者の正規社員であって調理師又は栄養士の資格を有すること。3年以上の調理業務経験を有すること。

(2) 業務副責任者（副主任）

業務責任者（主任）に事故あるときはその任にあたる。受注者の正規社員であって調理師又は栄養士の資格を有すること。2年以上の調理業務経験を有すること。

(3) 調理従事者

学校給食調理業務経験を有する者が望ましい。

1 2. 施設、設備、器具等及び配送車の使用

(1) 調理業務は、調理校に備え付けられた施設、設備、器具等を使用して行うこと。

(2) 配送業務は、受注者が用意する配送車により、受入校への配送を行うこと。

(3) 受注者は、次に掲げる消耗品等を調達すること。なお、環境に配慮したものを優先すること。

ア 調理業務に必要な被服等

白衣上下、帽子、マスク、サンダル、調理作業用短靴（調理用・下処理用・洗浄用）、エプロン等（調理用・配食用、配膳用・下処理用・肉魚用・卵用・洗浄用）

イ 洗浄・清掃及び日常点検に必要な洗剤、薬品等

次亜塩素酸ナトリウム、消毒用アルコール、手洗用液体石鹸、食器等洗浄用洗剤、調理場の清掃に必要な洗剤、D P D 試薬、トイレ用洗剤等

ウ 調理業務に必要な消耗品等

ペーパータオル、ラップ、アルミホイル、クッキングシート、ポリ袋、使い捨て手袋（エンボス・調理用ゴム手袋）、耐熱手袋等、保存食用ビニール袋、乾電池等

エ 洗浄・清掃及び日常点検に必要な用具類、手入れ用品

たわし類、デッキブラシ、ドライワイパー、爪ブラシ（個人用）、粘着ローラー、ワイヤーブラシ、モップ類、モップ絞り器、バケツ、ちりとり、ほうき、雑巾、軍手、ホース、スポンジ類、グリス、砥石、ドライバー類、ドア止め等

オ 雑貨、文具類

救急薬品類、事務用品類、従事者用茶器、トイレットペーパー、トイレ用清掃用具、角ハンガー等

カ 配送業務に必要な消耗品等

軽油、洗車ブラシ、洗車用洗剤、配送用着衣、軍手、長靴、かっぱ等

キ その他日常消耗する物品について受注者の負担が適当と認められるもの

- (4) 受注者は、施設、設備、器具等が破損した場合、当該学校に報告し、その指示に従うものとする。なお、受注者の責に帰すべき事由による場合は、その現状復帰とするものとする。

1 3. 安全・衛生・健康管理

(1) 食品衛生責任者

受注者の食品衛生責任者は、関係法令に基づき食品の安全衛生管理に留意するとともに、給食の調理、配送、運搬等が衛生的に行われるよう調理業務従事者の衛生教育に努めること。

(2) 調理業務従事者の健康管理

ア 受注者は、調理業務従事者に対して健康診断を年1回以上行い、定期的に健康状態を把握するとともに、「定期健康診断実施報告書」により発注者に報告すること。その他、常に調理業務従事者の健康状態に注意し、異常を認めたときは速やかに医療機関を受診させること。なお、新規採用調理業務従事者を業務に従事させるときは、事前に健康診断及び検便を行い、従事する日の前日までに結果を把握すること。

イ 受注者は定期的(月2回以上)に調理従事者の検便(赤痢菌、サルモネラ菌、O・157)を行い、ノロウイルスの検査を10月から3月の間毎月1回(合計6回)行うこと。

(3) 食品の取扱い

食品の取扱いは「朝日町立学校給食衛生管理の手引」に従って行う。

(4) 施設、設備、器具等の管理

ア 施設、設備、器具等の衛生管理は、「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart 1」、「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart 2」(文部科学省)及び「朝日町立学校給食衛生管理の手引」に従って行う。

イ 給食室の温度・湿度、冷蔵・冷凍庫の温度、水質検査結果を「学校給食日常点検票(小学校)」及び「学校給食日常点検票(中学校)」に記録すること。

ウ 食器・器具等に破損があった場合には「食器・器具等破損状況報告書」により速やかに栄養士に報告し検印・補充を受けること。また、1 学期終了時に棚卸しを行い、発注者に同様式にて報告すること。

(5) 保存食の管理

保存食は「学校給食衛生管理基準」(文部科学省) 及び「朝日町立学校給食衛生管理の手引」に従い管理する。

(6) 立入検査

受注者は、教育委員会、保健所、学校薬剤師等の立入検査が行われるときはこれに応じること。

(7) 配送車及びコンテナの管理

配送車及びコンテナの衛生管理等については、「調理場における洗浄・消毒マニュアル P a r t 1」、「調理場における洗浄・消毒マニュアル P a r t 2」(文部科学省) に従って行う。

また、配送車は使用の前には目視による点検を行い、自動車検査登録制度による登録(車検)を行ったときは、自動車検査証の写しを発注者へ提出すること。

1 4. 防火管理

受注者は、火元責任者を置く。火元責任者は、火気の使用又は取扱いに関する監督、消火器及び消火栓の位置、使用方法の確認並びに調理従事者への周知、その他火災の防止に関する業務を行う。

1 5. 研修

受注者は、調理及び食品の取扱い等が安全、衛生かつ適正に行われるよう、また、学校給食の目的を十分理解し、児童生徒の健やかな成長に資することができるよう、調理従事者に対して研修を実施し、資質の向上に努めること。研修実施後は、研修内容を「調理従事員研修実施報告書」にて報告すること。

1 6. 提出

受注者は次に掲げる事項について学校を経由し、発注者に提出すること。

- | | |
|----------------|----------|
| ・調理従事者報告書 | …年度初め |
| ・調理従事者報告書(変更) | …変更時 |
| ・定期健康診断実施報告書 | …実施後速やかに |
| ・調理従事員研修実施報告書 | …実施後速やかに |
| ・食器・器具等破損状況報告書 | …毎年 8 月 |
| ・配送車使用報告書 | …年度末 |
| ・自動車検査証の写し | …検査後速やかに |

19. 検印

受注者は下記の帳簿類を記載し、検印を受けること。

- ・学校給食日常点検票（小学校） …毎日
- ・学校給食日常点検票（中学校） …毎日
- ・調理及び食品温度記録簿 …毎日
- ・給食物資納入時検収表 …毎日
- ・残食量記録簿（小・中） …毎月
- ・食器・器具等破損状況報告書 …破損時速やかに

20. その他の特記事項

- （1）受注者は、学校の要請により特別給食や給食に関する学校行事があるときは応じること。（行事給食、試食会、食育事業等）
- （2）この仕様書に定めない事項については、すべて学校長の指示に従うものとする。